



大阪労働局発表
平成28年5月30日



【照会先】
大阪労働局 労働基準部 安全課
(電話)06(6949)6496

報道関係者 各位

平成27年 死亡災害が2年連続で過去最少を更新 ～前年、最少であった53人から更に6人減少～

- 平成27年に大阪府内で発生した死亡災害は、過去最少を記録した平成26年の53人から**更に減少し、47人**となった。【図1】
- 大阪労働局（局長 中沖 剛）では、平成25年度を初年度として「**ゼロ災・大阪『安全見える化運動』**」を展開し、“見ること「気づき」から「考動」へ”をスローガンに、事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図っている。
- また、安全見える化運動の一環として、建設業での墜落・転落災害の減少を図るため、平成26年度から「**命綱GO活動**」^{いのちつなごう}を展開し、安全帯の確実な使用を指導している。これらにより、建設業の死亡災害も過去最少の13人となった。

労働災害は長期的には減少しており、平成27年の全国の死亡災害は統計を取り始めて以来初めて1,000人を下回り、972人となった。

大阪における業種別の死亡災害は、建設業13人、第三次産業12人、製造業11人、運輸業8人、その他3人となっている。

しかしながら、

休業4日以上の死傷災害は微減

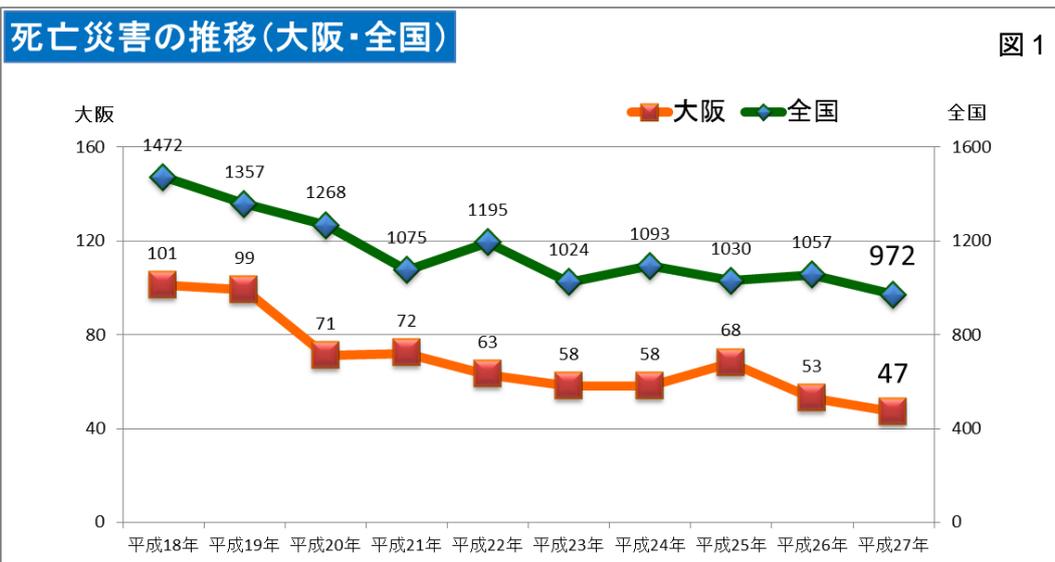
であり、全国では前年比マイナス2.7%、大阪はマイナス1.2%にとどまっている。

近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける**第三次産業**においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とは言い難く、また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、労働災害は減少傾向にあるとは言えず、平成27年においては労働災害全体の半数を第三次産業が占めている。【図2】

大阪労働局では、今後、府内に本社機構を置く小売業で、多店舗を展開している企業をメンバーとする安全衛生協議会を立ち上げ、自主的な安全衛生活動を支援する等、第三次産業に対する取組を強化していくこととしている。

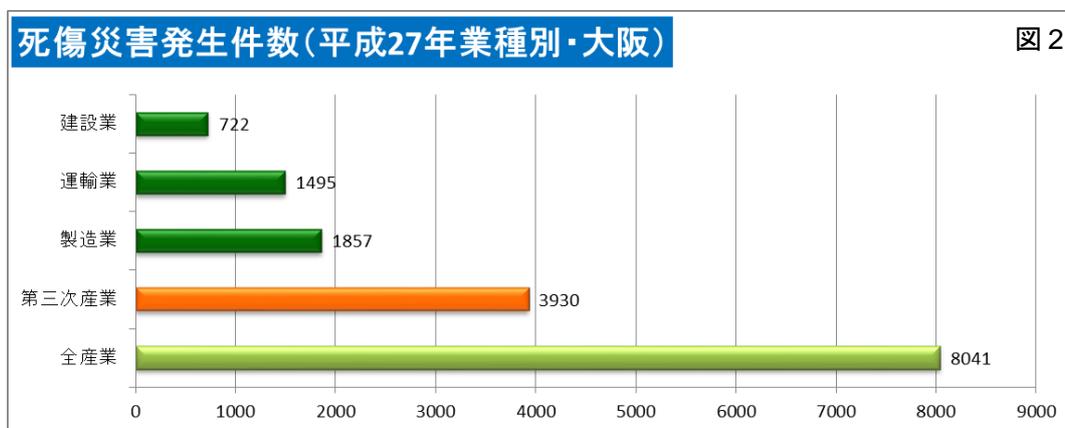
※第三次産業：商業、保健衛生業、飲食店などの非工業的業種を指す。

また、死傷災害の中で最も大きな割合を占める転倒災害については、業種にかかわらず高い割合を示していることから、「**STOP！転倒災害プロジェクト**」を展開し、転倒災害防止対策を周知するとともに、事業場の自主的な取組を促進することとしている。



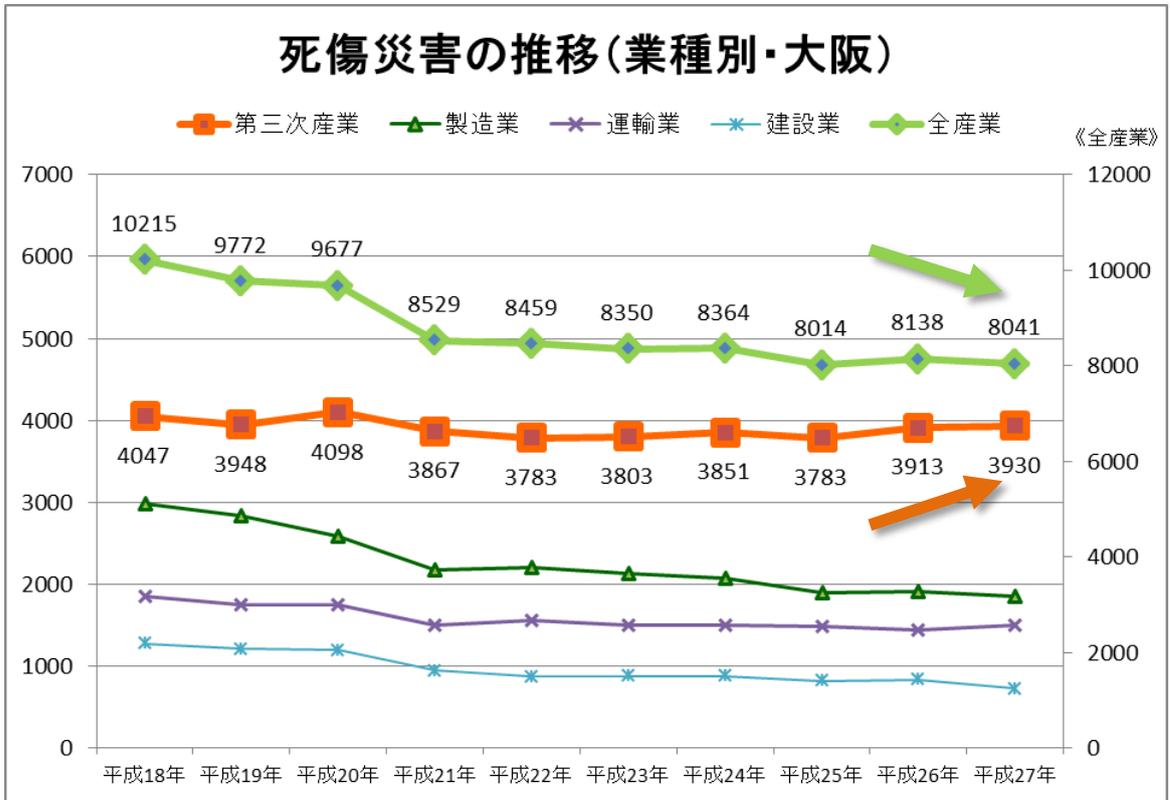
死亡災害は、平成27年、全国、大阪ともに過去最少となった。

死傷災害は、全体の49%を第三次産業が占める。この割合は、年々高くなっている。

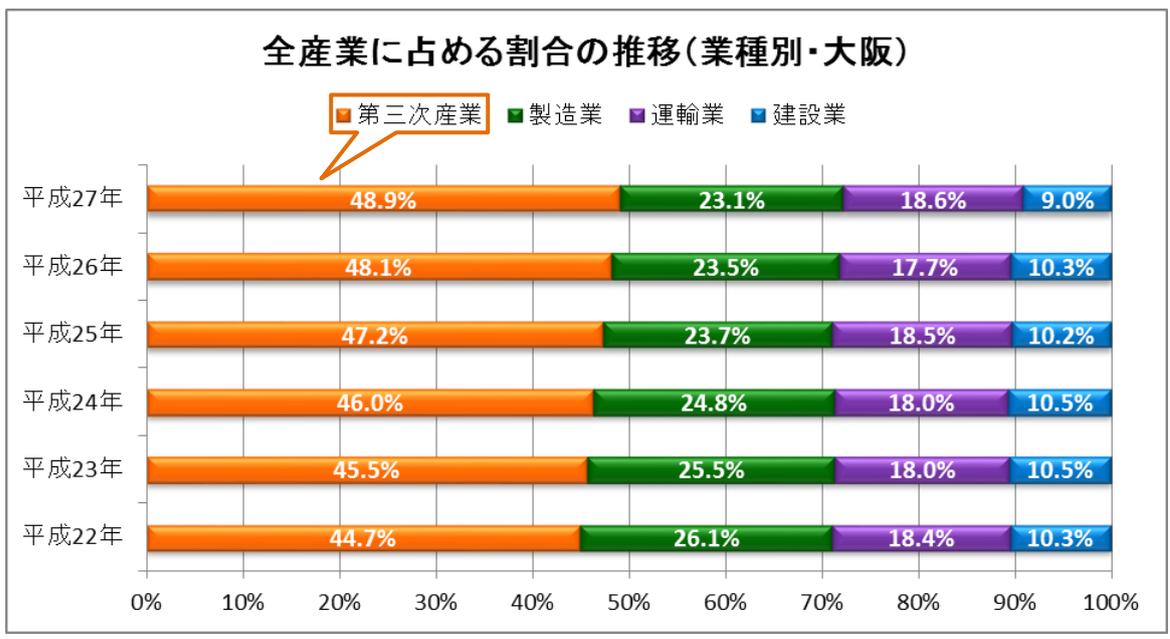


参考資料 1

グラフ 1 全体的には概ね減少傾向を示しているが、第三次産業については近年増加傾向である。



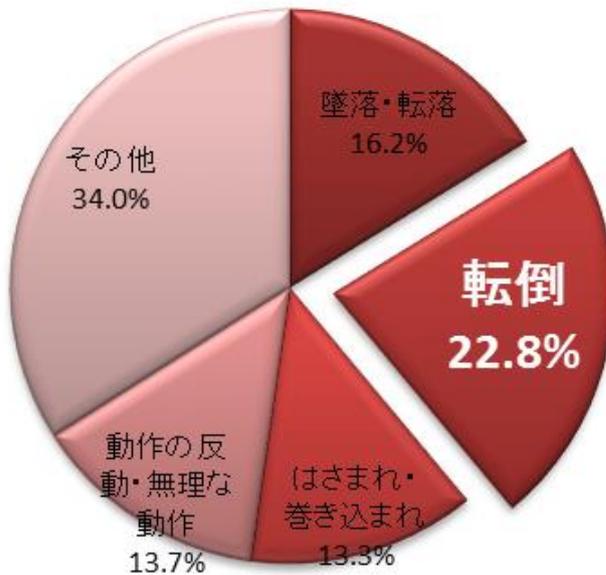
グラフ 2 全体に占める「第三次産業」の割合は増加しており、全体の約半数を占める。



グラフ3

業種ごとの災害の種類（事故の型）

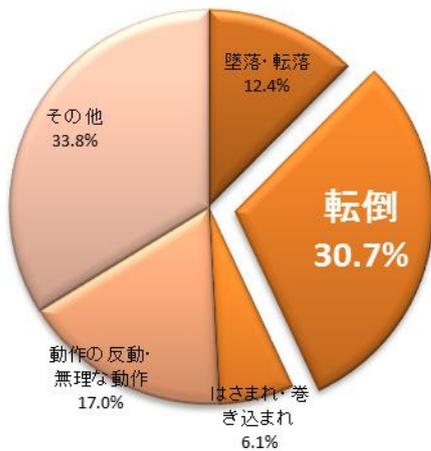
全産業



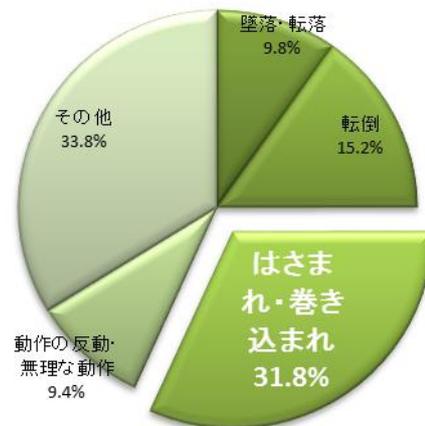
災害の種類（事故の型）別にみると、建設業では足場などからの墜落災害、運輸業では荷おろし中の荷台などからの墜落災害、製造業では機械にはさまれるなどの災害、第三次産業では転倒による災害が高い割合を占める。

墜落やはさまれなど重篤な災害の防止は当然のことながら、労働災害発件数の減少のためには、「第三次産業」の「転倒災害」を防止することが必須であり、様々な手法を用い、啓発、指導を図ることとしている。

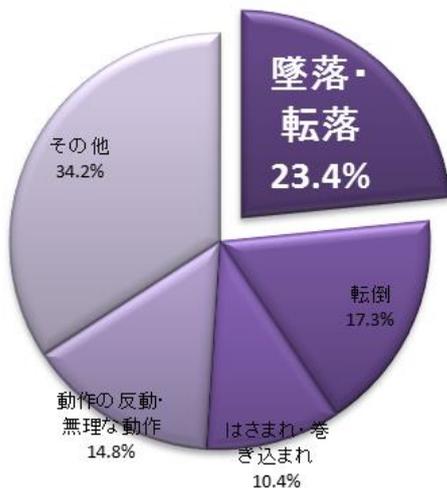
第三次産業



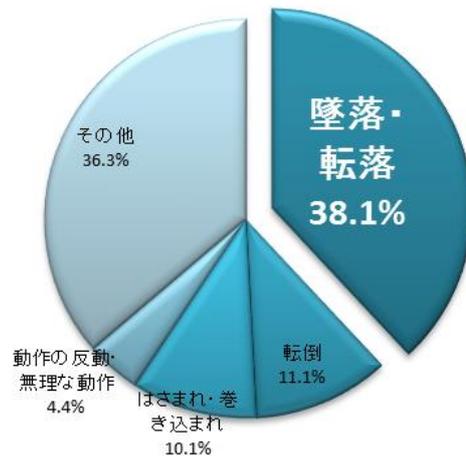
製造業



運輸業



建設業



参考資料 2

「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」実施要綱（抄）

大阪労働局

1 趣 旨

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の実現を目指し、自主的に安全衛生活動を実践する職場風土と安全文化を構築していくための啓発活動である。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するとともに、安全の見える化の普及促進を図り、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な職場の実現を図ろうとするものである。

このため、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携し、積極的に本運動を展開するものである。



2 スローガン

『 見ること 「気づき」 から「考動」へ 』

「職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「思考」や「行動」につながる。このような観点から、本スローガンにより「安全見える化運動」を展開することとする。」

3 期 間

平成25年度から5か年

4 主唱者

大阪労働局及び管内各労働基準監督署

5 協賛者（略）

6 協力者（略）

7 実施事項

本運動は当該期間中に下記の見える化を推進する

(1) 本運動の見える化

「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」そのものの気運を高めるために見える化する取組

(2) 安全衛生管理体制の見える化

各企業における安全衛生管理体制を見える化する取組

(3) 安全衛生活動の見える化

各企業において取り組んでいる安全衛生活動を見える化する取組

(4) 安全衛生情報の見える化

安全衛生に関係するわかりやすい資料・知識・情報等を見える化する取組

(5) 危険を防止するための見える化

- ・機械・器具・その他の設備等の危険、爆発性の物・発火性の物・引火性の物等の危険、電気・熱その他のエネルギーによる危険を見える化する取組
- ・多種多様な作業方法から生ずる危険を見える化する取組（作業マニュアルの見える化等）
- ・墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所等を見える化する取組

(6) 健康障害を防止するための見える化

- ・化学物質、石綿、粉じん等の危険有害性を見える化する取組
- ・危険有害物質等の有無（作業環境）、ばく露防止方法等（作業管理）を見える化する取組
- ・メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止等の健康管理活動を見える化する取組
- ・腰痛防止、熱中症対策等を見える化する取組

(7) リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの見える化

リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進及び実施の見える化する取組

参考資料 3

いのちつなごうかつどう 「命綱GO活動」実施要綱（抄）

大阪労働局

1 趣旨

平成25年に大阪府下の建設業で発生した死亡災害は21件であり、前年の16件を大きく上回った。このうち、高所からの墜落・転落による死亡者数は14人と最も多く全体の67%を占めている。墜落・転落災害の発生比率は、平成21年以前は40%台で推移していたが、平成22年以降50%を超え増加傾向にある。

平成25年に発生した墜落・転落災害14件のうち、13件が安全帯を使用しておらず、中には、安全帯を着用していないものも見受けられた。

また、手すり等墜落防止設備が設けられていた箇所からの墜落災害も発生しており、作業内容によっては、当該場所においても安全帯の使用が望まれる。

安全帯は「命綱（いのちづな）」とも呼ばれ、命をつなぐ用具であり、安全帯使用の重要性を認識させるとともに、高所作業のみならず、墜落・転落のおそれのある箇所での使用を徹底させるため、ゼロ災・大阪「安全見える化運動」の一環として、本活動を展開する。



2 スローガン

「命綱 使って つなGO 大切な命」

3 期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日

4 主唱者

大阪労働局・各労働基準監督署

5 協賛者

建設業労働災害防止協会大阪府支部

6 実施事項

(1) 局において実施する事項

ア 広報活動の実施

広報資料を作成しホームページに掲載する。また、災害防止団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ リーフレットの作成及び配布

リーフレットを作成し施設内に掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対して配置の協力を求める。

ウ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

事業主団体、災害防止団体等が開催する各種会合において、安全带使用の重要性について周知・啓発を行う機会として積極的に活用する。

(2) 署において実施する事項

ア 広報活動の実施

適宜広報資料を作成し地域の広報誌の活用及び発注機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ リーフレットの配布

リーフレットを施設内に配置するとともに、監督指導、個別指導、集団指導等あらゆる機会をとらえて配付する。

ウ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

地域の事業主団体、災害防止団体等が開催する各種会合において、安全带使用の重要性について周知・啓発を行う機会として積極的に活用する。

(3) 事業場において実施する事項

① 元方事業者

ア 安全帯着用確認

建設現場へ入場する際、安全帯を着用しているか確認する。

イ 安全帯使用確認

適宜作業場所を巡視し使用状況を確認する。

ウ 安全帯の点検

安全帯の点検状況を確認し適正な安全帯を使用するよう指導する。

エ 危険体感教育の実施

危険を体感させるようなビジュアル教育を実施する。

オ 親綱設置

規格を具備した親綱を適正に設置する。

カ 作業手順の見直し

安全帯を確実に使用するための作業手順書を作成し周知する。

② 安全帯を使用する労働者とその事業者

ア 安全帯着用活動

建設現場に入場する際は必ず安全帯を着用することを送り出し教育に盛り込む。

イ 安全帯使用活動

作業に見合った安全帯を選定し使用する。足場の組立て・解体及び鉄骨建て方作業には二丁掛けハーネス型を基本とする。

ウ 安全帯点検活動

胴ベルト、ランヤード、フック、カラビナ等の損傷の有無を確認し不備なものは使用しない。

エ 作業手順の見直し

元方事業者と連携し、安全帯を確実に使用するための作業手順書を作成し関係労働者に周知する。労働者は作業手順を遵守する。

参考資料 4

STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

厚生労働省

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成 27 年 1 月 20 日から平成 27 年 12 月 31 日までを実施期間とする「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」に基づき、休業 4 日以上死傷災害の 2 割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。その結果、平成 27 年 11 月末速報値では、全国の転倒災害の件数は前年比で 2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、転倒災害は依然として休業 4 日以上死傷災害の中で最も件数が多く、平成 24 年同期比で見るとわずかな減少にとどまっております。平成 29 年までに休業 4 日以上死傷災害を平成 24 年比で 15%以上減少させることを目標とした第 12 次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」を発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する 2 月、全国安全週間の準備月間である 6 月を重点取組期間とする。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請



④ 都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

① 2月の実施事項

ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

② 6月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場の温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し